

※この交付等要綱は、本公募内容に影響のない範囲で、改正する可能性がある。

農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金交付等要綱

制定 令和7年12月17日付け 7農振第2113号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1　近年、我が国の農業・農村において、少子高齢化、人口減少の進行等により、農業生産基盤である農業水利施設、ほ場、農道等及び農村生活環境の確保のための農業集落排水施設、農業集落道、営農飲雜用水施設、農業集落防災安全施設等の維持管理体制の脆弱化や農業生産における労働力不足等が顕在化しており、これらの課題に対応する情報通信技術の活用に期待が高まっている。

このような背景から、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）や土地改良長期計画（令和7年9月12日閣議決定）では、生産コストの低減を図るための施策の1つに「情報通信環境の整備」が位置付けられている。

このため、農業生産基盤情報通信環境整備事業（以下「本事業」という。）により、生産性の向上、生産コストの低減に向け、これらの施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業（ロボット技術や情報通信技術を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業をいう。）の実装を推進するとともに、地域活性化を促進するため、農村における情報通信環境（情報通信施設（無線通信用施設及び設備並びに当該無線通信用施設及び設備の開設に必要な伝送用専用線をいう。）及び情報通信施設を運用するために必要な情報通信機器、設備、ソフトウェア等）を整備する取組を支援し、もって農業の持続的な発展及び農村の振興を図ることとする。

(通則)

第2　農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の内容等)

第3　農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、別表1に掲げる事業実施主体が行う本事業を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2　交付対象経費の区分並びにその区分ごとの事業内容、交付対象経費、事業実施主体、交付

率、交付要件及び実施期間は、別表1に定めるところによる。

(事業の実施)

第4 交付金の交付を受けようとする者は、第6第1項の規定による交付申請書の提出より前に、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施計画又は年度別事業実施計画を提出しなければならない。

(流用の禁止)

第5 別表1の区分の欄の（1）のアの事業及び（2）の事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(申請手続)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表2に掲げる交付決定者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

- 2 交付金の交付を受けようとする者は、前項の規定による交付の申請に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 交付対象事業の着手（機械の発注を含む。）は、原則として、第8第1項の規定により交付決定者から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、別記様式第13号による交付決定前着手届を交付決定者に提出するものとする。

(交付申請書の提出期限)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者（交付決定者が大臣の場合は農村振興局長）が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第8 交付決定者は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、別表1に掲げる交付事業者（以下「交付事業者」という。）に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第6第1項の規定による交付申請書が到達してから前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第9 交付事業者は、第6第1項の規定による交付の申請を取り下げようとするときは、第8第

1項の規定による通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第10 交付事業者（地方公共団体以外の交付事業者に限る。第2項において同じ。）は、本事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 交付事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3 交付事業者（地方公共団体の交付事業者に限る。）は、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

(債権譲渡等の禁止)

第11 交付事業者は、第8第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第12 交付事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除き、交付金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 本事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除く。

(3) 本事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付事業者は、前項各号に定める場合のほか、交付金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

3 交付決定者は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大引が別に定める軽微な変更は、別表1の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

第14 交付事業者は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号による事業遅延の届出書を交付

決定者に提出し、その指示を受けなければならない。なお、交付事業者が本事業に関して歳出予算の繰越しを必要とする場合は、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって当該届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第15 交付事業者は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が本事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局長等（北海道において事業を実施する場合にあっては農村振興局長、沖縄県において事業を実施する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に行っている場合には、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項の規定のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るために必要があるときは、交付事業者に対して本事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(概算払)

第16 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号による概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 交付事業者は、別表1に掲げる間接交付事業者（以下「間接交付事業者」という。）が行う本事業（以下「間接交付事業」という。）に係る交付金（以下「間接交付金」という。）の交付を概算払により受けた場合においては、当該概算払を受けた間接交付金の額を遅滞なく間接交付事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式7のとおりとし、交付事業者は、本事業が完了したとき（第12第1項第3号による廃止の承認があったときを含む。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

- 2 交付事業者は、本事業の実施中に国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を作成し、交付決定者に提出しなければならない。

- 3 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金の額から減額して報告しなければならない。
- 4 第6第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない者も、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第18 交付決定者は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る本事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

- 2 交付決定者は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 交付事業者は、前項の返還が命じられた日から20日（地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内に交付金を返還するものとし、期限内に返還ができない場合は、未納の金額につきその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を収めるものとする。

（額の再確定）

第19 交付事業者は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項の規定に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第18第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第20 交付決定者は、第12第1項第3号の規定による本事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付事業者が、本事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 交付事業者が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付事業者が、本事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をした場合
 - (4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に当たって法令に違反した場合
 - (5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

- 第21 交付事業者は、交付対象経費（本事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従つて、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付決定者は、交付事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を国に納付せることがある。

（財産の処分の制限）

- 第22 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 3 交付事業者は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）中に処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、本事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第6第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第8第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。
- （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗

じた金額を納付すること。

(2) 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

5 第3項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

第23 交付事業者は、本事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、本事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(収益納付)

第24 交付事業者は、本事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに本事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、別記様式第10号の収益報告書により、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあっては、下半期の決算の終了後）2月以内に、交付決定者に報告しなければならない。

- 2 交付決定者は、前項の規定による報告があった場合は、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。
- 3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に伴う納付額を差し引いた額とする。

(交付金の経理)

第25 交付事業者は、本事業について、ほかの経理と区分して本事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、交付金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 交付事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 交付事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第11号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録による作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第26 交付事業者のうち地方公共団体にあっては、本事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第12号による交付金調書を作成しなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第27 交付事業者は、間接交付事業者に間接交付金を交付するときは、本要綱第5、第10、第12から第15まで、第17、第19から第21まで、第24、第25及び第29第3項の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本要綱に従うべきこと。

(2) 間接交付事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなし。）においては、交付事業者の承認を受けないで、間接交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号にかかわらず、間接交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により交付事業者による間接交付金の交付の決定をもって交付事業者の承認を受けたものとすること。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に交付率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の交付目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

(4) 第2号による交付事業者の承認に当たって、交付事業者の指示に基づき、承認に係る間接取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を交付事業者に納付せることがあること。

2 交付事業者は、間接交付事業者が地方公共団体である場合、間接交付金を交付するに当たって、間接交付事業者に対し、第1項に定めるもののほか、別記様式第12号による交付金調書を作成することを条件として付さなければならない。

3 交付事業者は、あらかじめ、間接交付事業者に対して付す条件を交付決定者に届け出た上で、間接交付事業者に対し、間接交付金を交付しなければならない。

(間接交付金交付に係る交付事業者の義務等)

第28 交付事業者は、間接交付事業者が間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

2 交付事業者は、第27第1項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ交付決定者の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第27第1項第3号の場合にあっては、第8第1項による交付決定の通知をもって同号に定める条件を付すことを条件に交付決定者の承認を受けたものとする。

3 交付事業者は、第27第1項第4号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。

4 第27第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、

第27 第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

5 交付事業者は、間接交付事業に関して、間接交付事業者から間接交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

(災害等の報告)

第29 交付事業者は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、若しくは手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、別記様式第14号により速やかにその旨を交付決定者に報告し、その指示を受けるものとする。

報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。また、交付事業者は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

2 手戻り工事が発生した旨の報告を受けた交付事業者は、速やかに交付決定者へ連絡とともに、手戻り工事が発生した日から30日以内に、地方農政局長等を通じて大臣に前項の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

3 間接交付事業者は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに別記様式第14号により、交付事業者に報告するものとする。

交付事業者は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長等に報告するものとする。

(事業評価)

第30 交付事業者は、農村振興局長が本事業の区分ごとに定めるところに従い、事業の評価を実施するものとする。

(推進指導等)

第31 交付決定者は、本事業の目的を達成するため、推進体制の整備、助言、指導等に努めるものとする。

2 交付決定者は、本事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

(委任)

第32 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和7年12月17日から施行する。

別表1(第3、第5、第8、第13、第16関係)

区分	事業内容、交付対象経費	事業実施主体		交付率	交付要件	実施期間	軽微な変更
		交付事業者	間接交付事業者				
(1) 計画策定事業 ア 計画策定支援事業 イ 計画策定促進事業		都道府県 民間団体	農村振興局長が別に定める者 一	定額			次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止
(2) 施設整備事業	農村振興局長が別に定める経費を交付することとする。	都道府県	農村振興局長が別に定める者	交付対象事業費の1/2 ただし、欄外の(6)において行うものにあっては2/3、(7)において行うものにあっては6/10、(1)から(5)まで、(8)から(10)までの要件のいずれかに該当する地域において行うものにあっては5.5/10とする。	農村振興局長が別に定める。	農村振興局長が別に定める。	

欄外(地域指定要件)

- (1) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (2) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (3) 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。)を含む。))
- (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (5) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (6) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄
- (7) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島
- (8) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- (9) 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- (10) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地帯又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)

別表2（第6から第9まで、第12、第14から第20まで及び第22関係）

農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金に係る交付決定者

事業実施主体の区分	交付決定者
計画策定事業のうち計画策定促進事業（別表1の区分の欄の（1）のイ）の事業実施主体	農林水産大臣
上記以外の事業の事業実施主体	
事業の実施地域が北海道に所在する事業実施主体	農林水産大臣
事業の実施地域が沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
事業の実施地域が北海道及び沖縄県以外の都府県に所在する事業実施主体	事業の実施地域を管轄する地方農政局の長

（注）地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。

（注）第6第3項の交付決定前着手届を提出する場合にあっては、交付決定者欄に「農林水産大臣」とあるのは、「農村振興局長」と読み替えるものとする。

文書番号(記載任意)	
申請日	

農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金交付申請書

1. 申請者	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
2. 申請先	
3. 申請する交付金	

以上の交付金について農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金交付等要綱第6に基づき以下のとおり交付を申請します。

4. 申請内容							
事業の目的							
事業の内容	別紙事業実施計画のとおり						
経費の配分	区分	国庫交付金(円)	都道府県費(円)	市町村費(円)	その他(円)	消費税区分	備考
	(1) ××事業	0	0	0	0		
	ア □□						
	計	国庫交付金額(円)	0	0	0	0	
事業完了予定年月日							

5. 添付書類		
書類名	提出方法	URL
(1)事業実施主体の寄付行為、定款等の団体規約		
(2)資金及び負債に関する事項が分かる書類		
(3)収支予算(直近の収支決算)		
(4)別紙1(地区別事業内容及び配分表)		
(5)間接交付事業者に交付金を交付する場合は、都道府県又は市町村の交付に関する規定又は要綱		

文書番号(記載任意)
申請日

契約に係る指名停止等に関する申立書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・申立の内容	当社は、貴殿発注の【工事請負／物品・役務】契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域において、現在、農林水産省の機関から【工事請負／物品・役務】契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。 また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金【変更／中止／廃止】承認申請

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金について、以下のとおり【変更／中止／廃止】したいので申請します。

1. 申請内容

【変更／中止／廃止】の理由							
事業の内容	別紙事業実施計画のとおり						
経費の配分	区分	国庫交付金(円)	都道府県費(円)	市町村費(円)	その他(円)	消費税区分	備考
	(1) ××事業	0	0	0	0		
	ア 口口						
		0	0	0	0		
	計	国庫交付金(円)		0	0	0	
事業完了予定年月日							

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL
事業実施計画		
交付規定の類		

別記様式第4号(第14関係)

○第〇〇号

令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金事業遅延の届出書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金について、以下のとおり遅延の理由を報告します。

区分	実施計画		〇月末出来高		進捗率 (B/A)	備考
	事業に要する経費 (A)(円)	国庫交付金(円)	事業費(B)(円)	国庫交付金(円)		
事業完了予定日	円	円	円	円		
事業が予定の期間内に完了しないこと となった理由／事業が遂行困難となつ た理由						

別記様式第5号(15関係)

○第〇〇号

令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金事業遂行状況報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金について、以下のとおり遂行状況を報告します。

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日		
	円	円		円			

別記様式第6号(第16関係)

〇第〇〇号
令和〇〇年〇月〇日

令和〇年度第〇四半期農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金概算払請求書

・交付決定者	
・官署支出官	
・請求者氏名又は名称	
・代表者（法人・団体の場合）	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金について、以下のとおり概算払を請求します。
(また、併せて、以下のとおり遂行状況を報告します。)

文書番号(記載任意)	
申請日	

令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金事業実績報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金について、以下のとおり実績を報告します。

(また、併せて精算額として農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金〇〇円の交付を請求します。)

事業の目的						
	区分	事業に要した経費 (円)	負担区分(円)			備考
経費の配分			国庫交付金	都道府県費	市町村費	
合計	0	0	0	0	0	
事業完了年月日						
収入	区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減(円)		備考
	国庫交付金			増	減	
	その他					
	合計	0	0	0	0	
支出	区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減(円)		備考
				増	減	
	合計	0	0	0	0	

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL
事業実施計画		

別記様式第8号(第17第2項関係)

○第〇〇号

令和〇〇年〇月〇日

令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金年度終了実績報告書

・申請先	
・請求者氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金について、実績を以下のとおり報告します。

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施	
	交付事業に要する経費(A) (円)	国庫交付金 (円)	(A)のうち年度内支出済額 (円)	概算払受入済額(円)	(A)のうち未支出額(円)	翌年度繰越額(円)
翌年度繰越分						
年度内完了分						
合計	0	0	0	0	0	0
事業完了予定日						

別記様式第9号(第17第4項関係)

○第〇〇号

〇〇年〇月〇日

令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金の消費税仕入控除税額報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金について、以下のとおり報告します。

1. 報告

適正化法第15条の交付金の額の確定額	円
交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	円
交付金返還相当額	円
消費税仕入控除税額が【明らかにならない／ない】理由	

2. 添付書類

書類名	提出方法	URL

別記様式第10号(第24関係)

○第〇〇号
〇〇年〇月〇日

令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金の収益報告書

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定された令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金において収益が生じたので、下記のとおり報告します。

・事業の区分	
・交付金交付額(円)	
・交付対象経費(円)	
・事業に係る収益額(円)	
・根拠書類(URLも可)	

財産管理台帳

事業実施地区																	
事業実施年度	令和〇〇年度																
事業名	農業生産基盤情報通信環境整備事業																
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分(円)					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限 年月日	承認年月日	処分の 内容	
									国庫補助	都道府県	市町村	その他					
	合計							0	0	0	0	0					

別記様式第12号(第26,第27関係)

令和〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金調書

別記様式第13号(第6第3項関係)

○第〇〇号
〇〇年〇月〇日

交付決定前着手届

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

農業生産基盤情報通信環境整備事業について、次の事項を条件として交付決定を受ける前に事業に着手したいので、届け出ます。

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金の金額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって異議を申し立てないこと。
- 3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わないこと。

・事業の区分	
・事業メニュー及び事業量	
・事業費(円)	
・事業実施主体	
・着手予定年月日	
・完了予定年月日	
・交付決定前に事業に着手する理由	

別記様式第14号(第29関係)

○第〇〇号
〇〇年〇月〇日

令和〇〇年度農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金で(工事実行中の/取得又は効用の増加した)施設等の災害報告について

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者(法人・団体の場合)	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	

令和〇〇年度において農業生産基盤情報通信環境整備事業交付金で(工事実行中の/取得又は効用の増加した)施設等が災害(例:台風〇〇号)により被災したので、下記のとおり報告いたします。

・事業実施主体名	
・施設等の所在地	
・施設等の構造及び規格、規模等	
・事業費	
・交付金	
・その他の負担金	
・災害の原因	
・被災の程度	
・被害見積価格(復旧可能なものにあっては、復旧見込額)	
・その他(災害復旧計画及び資金計画)	

別紙1 地區別事業内容及び配分表(農業生産基盤情報通信環境整備事業)(別記様式第1号、第3号及び第7号関係)

1 別記様式第3号及び第7号に添付する場合は、変更前の内容を『()』にし、変更後の内容をその下段に記入すること。

2 確定額の欄は、事業実施期間の最終年度のみ記載すること

3 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(昭和44年5月24日付け44農地A第826号農林事務次官通知)に係る返還対象事業にあっては、地区内における交付金の振分けの基準を記載した書面を添付すること。(ただし、実績報告書提出時にのみ添付すること。)

別紙2 附帯事務費（別記様式第7号関係）

区分	事業に要する経費	交付額	都道府県費	市町村費	その他	備考
1 都道府県附帯事務費 人件費 給料 職員手当等 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○	円	円	円	円	円	
2 市町村等附帯事務費 ○○市 謝金 旅費 庁費 賃金 共済費 需用費 ○○○ ○○○ ○○町 ○○○ ○○○ ○○土地改良区 ○○○						
合 計						

別紙3 工事雑費（別記様式第7号関係）

地 区 名	事業実施主体	事 業 費	工 事 雜 費	備 考
○○地区	○○市 ○○土地改良区	円	円	
○○地区	○○土地改良区			
合 計				